



証券コード：228A

第29回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社オプロ

開催日時

2026年2月26日（木曜日）午後4時
受付開始：午後3時30分

開催場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋
ホール22C

議 案

取締役5名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を
行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2026年2月25日（水曜日）午後5時30分まで

証券コード 228A
2026年2月10日
(電子提供措置の開始日 2026年2月4日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目14番1号
株 式 会 社 オ プ ロ
代表取締役社長 里 見 一 典

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.opro.net/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オプロ」又は「コード」に当社証券コード「228A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年2月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2026年2月26日（木曜日）午後4時
2. 場 所	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 22階 TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C
3. 目的 事 項	
報 告 事 項	第29期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告及び計算書類 報告の件
決 議 事 項	
議 案	取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し  
あげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提  
出ください。

日 時

2026年2月26日（木曜日）  
午後4時



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛  
否をご入力ください。

行使期限

2026年2月25日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



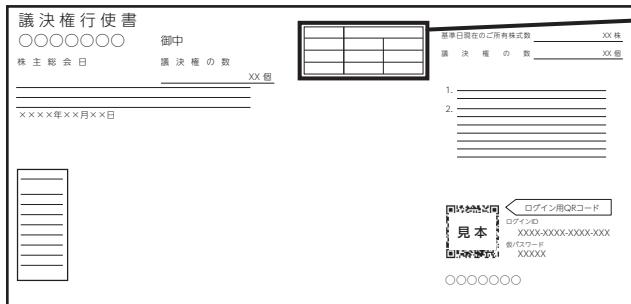
### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛  
否をご表示のうえ、切手を貼らずに  
ご投函ください。

行使期限

2026年2月25日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

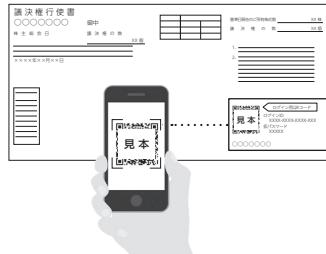
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

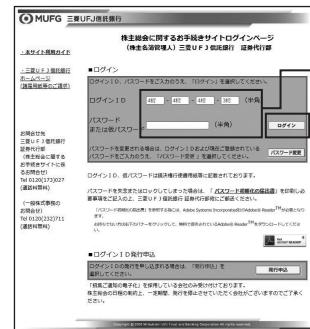
## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

# 事 業 報 告

(2024年12月1日から)  
(2025年11月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、賃金上昇や企業の生産性向上投資、観光需要の高水準推移などを背景に緩やかな回復が続いております。一方、物価上昇による個人消費の弱さや、世界経済の減速懸念を踏まえた企業の投資判断の慎重化がみられるほか、主要国の金融政策の転換に伴う金利・為替の変動など、景気を取り巻く不確実性は依然として高い状況にあります。また、米中関係や中東・ウクライナ情勢などの地政学リスクが金融市場や供給網に影響を及ぼすなど、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社の事業展開する企業向けクラウドサービス市場においては、フルリモートワークやハイブリッドワークの定着を背景とした業務プロセスのデジタル化が進展しているほか、老朽化したオンプレミスシステムからのクラウド移行、データ利活用に向けた基盤整備などの需要が継続しております。さらに、生成AIの急速な進化により、文書作成・業務自動化・分析支援など幅広い領域で実用化が進み、企業におけるAI活用は試行段階から本格導入フェーズへと移行しております。これに伴い、AIとクラウドを組み合わせた業務効率化・高度化ソリューションへの期待が高まっており、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進の手段としてのクラウドサービスへの投資が引き続き活発化しております。

当社は「make IT simple」というミッションのもと、企業活動のデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進するため、お客様の生産性を上げ、お客様を成功に導くための「データオペティマイズソリューション」及び「セールスマネジメントソリューション」のクラウドサービスを展開してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高2,552,601千円(前事業年度比21.3%増)、営業利益331,299千円(同54.7%増)、経常利益337,034千円(同59.9%増)、当期純利益241,195千円(同59.9%増)となりました。また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は128,643千円であり、その内訳はソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に計上いたしました製品の開発費106,781千円、有形固定資産に計上いたしましたノートPCの購入16,287千円、附属設備及び什器備品5,574千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、新株予約権の行使により、4,422千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分            | 第26期<br>(2022年11月期) | 第27期<br>(2023年11月期) | 第28期<br>(2024年11月期) | 第29期<br>(当事業年度)<br>(2025年11月期) |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円)       | 1,290,499           | 1,618,158           | 2,104,685           | 2,552,601                      |
| 経常利益(千円)      | 132,465             | 109,954             | 210,739             | 337,034                        |
| 当期純利益(千円)     | 99,881              | 95,834              | 150,872             | 241,195                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 60.88               | 58.42               | 83.16               | 104.87                         |
| 総資産(千円)       | 845,440             | 1,096,565           | 2,294,527           | 2,783,103                      |
| 純資産(千円)       | 61,418              | 157,252             | 1,079,425           | 1,325,043                      |
| 1株当たり純資産(円)   | 37.44               | 95.86               | 472.33              | 568.54                         |

(注) 1. 当社は2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の継続的な成長を実現するために優先的に対処すべき課題は以下の通りであります。

##### ① 信用力の向上及び知名度の向上

数あるクラウドサービスのなかで当社のサービスを選んでいただくためには、当社及び当社サービスの知名度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社のブランド価値、知名度及び信頼性向上のため、よりお客様のニーズに応えたサービスの開発だけでなく、積極的にPR施策を行ってまいります。

##### ② 優秀な人材の確保

当社の中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その人材の育成・定着化を継続し、良好な文化を築いていくことは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社としては積極的な採用活動を継続していくとともに、教育施策を推進して人材の育成・教育を推進し、高い意欲をもって働ける環境や仕組みの構築に引き続き取り組んでまいります。

##### ③ 継続的な新サービス、新機能の提供

当社が競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、新サービスや新機能の提供、ユーザビリティの向上などにより、サービスの付加価値を高めていくことで、高い継続率を維持していくことが重要な課題であると認識しております。現在のサービスの機能強化と新サービスの提供を継続的に推進し、競争優位性の保持に注力してまいります。

##### ④ エンタープライズ市場の開拓

これまで市場に拘らずにお客様を開拓してきましたが、当社が中長期的に成長していくためには、エンタープライズ市場の開拓が重要な課題であると認識しております。そのための製品開発、マーケティング、営業の各領域での積極的な投資、パートナーとの関係強化、信頼性を確保するための体制構築に引き続き取り組んでまいります。

##### ⑤ 収益基盤の多様化

当社のビジネスは従来salesforce連携サービスの比率が大きく、salesforce市場の拡大とともに成長してまいりました。短期的な視点では、同市場には依然として当社にとって広大な市場があり、成長できる分野であると予想しています。一方、中長期的な視点では同市場に変化が生じた場合には当社の経営成績に影響を及ぼすリスクがあると認識しております。当社はSAP連携など、salesforce以外の連携先との体制構築に引き続き取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

| 事業区分           | 事業内容                                          |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 法人向けクラウドサービス事業 | データオブティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの開発・販売・保守 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年11月30日現在)

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 本社  | 東京都中央区          |
| 営業所 | 大阪オフィス：大阪府大阪市北区 |

(7) 使用人の状況 (2025年11月30日現在)

| 使用人數      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 119 (1) 名 | 15名増 (-名) | 32.9歳 | 5.1年   |

(注) 1. 使用人數は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社の事業セグメントは、法人向けクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,500,000株

(2) 発行済株式の総数 2,330,600株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は45,300株増加しております。

(3) 株主数 553名

(4) 大株主

| 株主名                                                  | 持株数        | 持株比率   |
|------------------------------------------------------|------------|--------|
| 里見一典                                                 | 1,034,900株 | 44.40% |
| 株式会社たいかも                                             | 160,000株   | 6.86%  |
| 安川貴英                                                 | 120,000株   | 5.14%  |
| 重村尚史                                                 | 82,600株    | 3.54%  |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                              | 69,400株    | 2.97%  |
| 株式会社SBI証券                                            | 67,323株    | 2.88%  |
| 里見光博                                                 | 63,400株    | 2.72%  |
| 朏仁雄                                                  | 50,000株    | 2.14%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                   | 39,900株    | 1.71%  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) | 37,600株    | 1.61%  |

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                              | 第1回新株予約権                                                  |
|------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                              | 2020年1月22日                                                |
| 新株予約権の数                |                              | 100個                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>50株)  | 5,000株<br>(注)1                                            |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない          |                                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)        | 4,000円<br>80円) (注)1                                       |
| 権利行使期間                 | 2022年1月23日から<br>2030年1月22日まで |                                                           |
| 行使の条件                  | (注) 2                        |                                                           |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く)            | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一<br>個<br>一<br>株<br>一<br>名 |
|                        | 社外取締役                        | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>100個<br>5,000株<br>1名       |
|                        | 監査役                          | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一<br>個<br>一<br>株<br>一<br>名 |

(注) 1. 2024年4月15日付で実施した株式分割（普通株式1株につき50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は以下の通りです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位またはこれに準じた地位を有していかなければならない。ただし、取締役および監査役の任期満了による退任または従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

|                                                |                              |                             |
|------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
|                                                |                              | 第 2 回 新 株 予 約 権             |
| 發 行 決 議 日                                      | 2021年2月17日                   |                             |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  | 525個                         |                             |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>50株)  | 26,250株<br>(注)1             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要<br>しない      |                             |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 價 額 | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)        | 10,000円<br>200円) (注)1       |
| 權 利 行 使 期 間                                    | 2023年2月18日から<br>2031年2月17日まで |                             |
| 行 使 の 条 件                                      | (注) 2                        |                             |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く)          | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 |
|                                                | 社 外 取 締 役                    | 400個<br>20,000株<br>1名       |
|                                                | 監 査 役                        | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 |

(注) 1. 2024年4月15日付で実施した株式分割（普通株式1株につき50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は以下の通りです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならぬ。ただし、取締役および監査役の任期満了による退任または従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

|                        |                                |                                                     |
|------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                        |                                | 第4回新株予約権                                            |
| 発行決議日                  | 2022年10月18日                    |                                                     |
| 新株予約権の数                | 140個                           |                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>50株)    | 7,000株<br>(注)1                                      |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない            |                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)          | 52,000円<br>1,040円) (注)1                             |
| 権利行使期間                 | 2024年10月19日から<br>2032年10月18日まで |                                                     |
| 行使の条件                  | (注) 2                          |                                                     |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く)              | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>140個<br>7,000株<br>2名 |
|                        | 社外取締役                          | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一 個<br>一 株<br>一 名    |
|                        | 監査役                            | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一 個<br>一 株<br>一 名    |

(注) 1. 2024年4月15日付で実施した株式分割（普通株式1株につき50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は以下の通りです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していかなければならない。ただし、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権行使することができないものとする。
  - (a) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。
  - (b) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

- (c) 新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合。
- (d) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。
- (e) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。

④ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について次項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合はこの限りではない。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる吸収合併契約承認もしくは新設合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案、当社が株式交付子会社となる株式交付計画承認の議案、当社の事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案、全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案又は株式併合の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で本新株予約権の全部または一部を取得することができる。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）により取得する本新株予約権を決定する。
- ② 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）により取得する本新株予約権を決定する。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権の全部または一部を取得することができる。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定する。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年11月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 里見一典 | －                                                                        |
| 取締役      | 安川貴英 | 管理部長                                                                     |
| 取締役      | 吉田順一 | DX推進本部長                                                                  |
| 取締役      | 宮澤敏  | 株式会社庚伸 代表取締役<br>コウシン・ベトナム有限会社 CEO                                        |
| 取締役      | 内田健治 | 税理士法人フィデス会計社 代表社員<br>株式会社フィデス会計社 代表取締役                                   |
| 取締役      | 長井利仁 | BRIGHTLY合同会社 代表社員<br>パーソルホールディングス株式会社 執行役員<br>パーソルデジタルベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 常勤監査役    | 澤野敏郎 | －                                                                        |
| 監査役      | 大塚一郎 | 東京六本木法律特許事務所 パートナー                                                       |
| 監査役      | 澤田静華 | 澤田静華公認会計士事務所 所長                                                          |

(注) 1. 取締役宮澤敏氏、取締役内田健治氏及び取締役長井利仁氏は、社外取締役であります。

2. 監査役大塚一郎氏及び監査役澤田静華氏は、社外監査役であります。

3. ・常勤監査役澤野敏郎氏は、長年にわたり当社の管理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

・監査役大塚一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

・監査役澤田静華氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、取締役宮澤敏氏、取締役内田健治氏、取締役長井利仁氏、監査役澤野敏郎氏、監査役大塚一郎氏及び監査役澤田静華氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## **(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、不正行為、詐欺行為及び法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為の場合は填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会は、代表取締役社長里見一典に対し各取締役の報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。

監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で決定しており、個々の監査役の報酬等の内容は、監査役会において協議し、監査役全員の同意のもと決定しております。

##### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |            |            | 対象となる役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|------------|------------|------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績運動報酬等    | 非金銭報酬等     |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 87,708千円<br>(10,380) | 87,708千円<br>(10,380) | 一千円<br>(-) | 一千円<br>(-) | 6名<br>(3)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,621<br>(5,580)    | 12,621<br>(5,580)    | —          | —          | 3<br>(2)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 100,329<br>(15,960)  | 100,329<br>(15,960)  | —<br>(-)   | —<br>(-)   | 9<br>(4)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2000年6月21日開催の第3回定時株主総会において年額4億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年2月28日開催の第26回定時株主総会において、株式報酬の額として年額1億4百万円以内、新株予約権の上限を年2千個以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）であります。

また、金銭報酬の枠内で、2025年2月27日開催の第28回定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額5千万円以内（うち、社外取締役は4百5十万円以内）、新株予約権の上限を年3万3千個以内（うち、社外取締役は3千個以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）であります。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2000年6月21日開催の第3回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

また、金銭報酬の枠内で、2025年2月27日開催の第28回定時株主総会において、監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額1千万円以内、新株予約権の上限を年6千個以内（うち、社外監査役は1千個以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

## (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮澤敏氏は、株式会社庚伸の代表取締役、コウシン・ベトナム有限会社のCEOであります。兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役内田健治氏は、税理士法人フィデス会計社の代表社員、株式会社フィデス会計社の代表取締役であります。兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役長井利仁氏は、BRIGHTLY合同会社の代表社員、パーソルホールディングス株式会社の執行役員、パーソルデジタルベンチャーズ株式会社の代表取締役社長であります。兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大塚一郎氏は、東京六本木法律特許事務所のパートナーであります。兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役澤田静華氏は、澤田静華公認会計士事務所所長であります。兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 宮 澤 敏   | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。      |
| 取締役 内 田 健 治 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 長 井 利 仁 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。      |
| 監査役 大 塚 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                           |
| 監査役 澤 田 静 華 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                         |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,620   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、国際保証業務基準3402号／米国公認会計士協会保証業務基準書第18号（SOC1）に基づく内部統制の整備・運用状況に係る保証報告書作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では当該基本方針及び買収への対抗措置につきましては、特に定めておりませんが、今後も継続して社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

## 貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 2,414,846 | 流 動 負 債         | 1,458,059 |
| 現 金 及 び 預 金     | 880,943   | 買 掛 金           | 46,298    |
| 売 掛 金           | 29,655    | 未 払 金           | 31,190    |
| 契 約 資 産         | 107,965   | 未 払 費 用         | 120,932   |
| 有 價 証 券         | 1,200,000 | 契 約 負 債         | 1,033,517 |
| 仕 掛 品           | 207       | 未 払 法 人 税 等     | 71,648    |
| 前 払 費 用         | 193,031   | 賞 与 引 当 金       | 97,883    |
| そ の 他           | 3,042     | そ の 他           | 56,589    |
| 固 定 資 産         | 368,257   | 負 債 合 計         | 1,458,059 |
| 有 形 固 定 資 産     | 62,123    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 建 物             | 35,131    | 株 主 資 本         | 1,325,043 |
| 工具、器具及び備品       | 26,992    | 資 本 金           | 485,861   |
| 無 形 固 定 資 産     | 167,701   | 資 本 剰 余 金       | 387,861   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 146,920   | 資 本 準 備 金       | 387,861   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定 | 20,781    | 利 益 剰 余 金       | 451,321   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 138,431   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 451,321   |
| 出 資 金           | 1,500     | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 451,321   |
| 長 期 前 払 費 用     | 8,795     | 純 資 産 合 計       | 1,325,043 |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 79,003    | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,783,103 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 47,694    |                 |           |
| そ の 他           | 2,656     |                 |           |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,218    |                 |           |
| 資 産 合 計         | 2,783,103 |                 |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年12月1日から)  
(2025年11月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,552,601 |
| 売 上 原 価                 | 1,169,397 |
| 売 上 総 利 益               | 1,383,203 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,051,903 |
| 営 業 利 益                 | 331,299   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 3,019     |
| 受 取 配 当 金               | 2,722     |
| そ の 他                   | 15        |
|                         | 5,757     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 為 替 差 損                 | 22        |
|                         | 22        |
| 経 常 利 益                 | 337,034   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 19,943    |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 42        |
| そ の 他                   | 1,943     |
|                         | 21,928    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 315,105   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 89,312    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △15,401   |
| 当 期 純 利 益               | 241,195   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月21日

株式会社オプロ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプロの2024年12月1日から2025年11月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借

対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月23日

株式会社オプロ 監査役会  
常勤監査役 澤野敏郎   
社外監査役 大塚一郎   
社外監査役 澤田静華 

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役宮澤敏氏は退任されます。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) |                                                                                                 | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|       | さと<br>里<br>み<br>見<br>かず<br>一<br>のり<br>典<br>(1962年3月22日)                                                                                                                                                                                                    | 1984年4月<br>1993年6月<br>1997年4月 | 日本デジタルイクイップメント株式会社（現日本ヒューレット・パッカード合同会社）入社<br>有限会社里見企画事務所 設立<br>株式会社エスピーオー（現当社）設立<br>代表取締役社長（現任） | 1,034,900株     |
| 1     | 【取締役候補者とした理由】<br>里見一典氏を取締役候補者とした理由は、創業以来、事業拡大と企業価値向上に継続的に貢献してきました。豊富な経営経験を活かし、持続的な成長戦略を推進しており、また、「make IT simple」という理念のもと、顧客のDXを支援するサービスを展開し、競争力を確保してきました。さらに、ガバナンス体制の強化やコンプライアンスの徹底にも尽力し、健全な経営基盤を維持してきたことから、引き続き取締役として経営に参画することが当社の成長に不可欠であると判断したためであります。 |                               |                                                                                                 |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                               | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                   | やす<br>安<br>かわ<br>川<br>たか<br>貴<br>ひで<br>英<br>(1970年2月22日) | <p>1993年4月 興和開発株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）入社</p> <p>1997年11月 日本オラクル株式会社 入社</p> <p>2000年11月 株式会社三旺コーポレーション 入社</p> <p>2004年11月 株式会社サンブリッジ 入社 総務部長</p> <p>2010年7月 株式会社シー・エス・イー 入社 総務部長代理</p> <p>2013年1月 日本オプロ株式会社（現当社）入社 管理部長</p> <p>2018年6月 当社 取締役</p> <p>2022年10月 当社 取締役管理部長兼カスタマーサクセス本部長</p> <p>2025年7月 当社 取締役管理部長（現任）</p> | 120,000株       |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>安川貴英氏を取締役候補者とした理由は、管理部長として人事・総務・法務など幅広い領域を統括し、ガバナンス体制の強化に大きく寄与しており、2025年度においてはカスタマーサクセス本部長として顧客満足度向上と事業成長を牽引し、企業基盤の強化に実績を上げております。上場維持やリスク管理、人材戦略にも深く関与し、持続的な成長に不可欠な役割を継続して果たしていただけると判断したためであります。</p> |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏<br>姓<br>(生年月日)     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重<br>要<br>な<br>兼<br>職<br>の<br>状<br>況)                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 所<br>有<br>す<br>る<br>当<br>社<br>の<br>株<br>式<br>数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 吉田順一<br>(1975年8月11日) | 1998年4月 株式会社パソナ (現株式会社パソナグループ) 入社<br>1998年4月 株式会社パソナテック 出向<br>2000年2月 株式会社パソナテック 転籍<br>2003年4月 NTTヨーロッパLtd. 入社<br>2004年6月 トロシステムズ株式会社 代表取締役社長<br>2016年3月 株式会社Phone Appli 入社 副社長<br>2019年3月 日本オプロ株式会社 (現当社) 入社 セールスコンサルティング本部長<br>2020年4月 当社 取締役<br>2022年10月 当社 取締役DX推進本部長<br>2025年12月 当社 取締役マーケティング本部長 (現任) |  | 28,750株                                        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>吉田順一氏を取締役候補者とした理由は、営業部門の責任者として、営業戦略の推進や商談の獲得に尽力してきました。特に、SaaS企業の競争が激化する中で、マーケティング施策の強化やパートナーとの関係構築を主導し、事業成長に貢献しています。また、エンタープライズ企業や金融業界、公共系などの大型案件獲得に向けた体制整備を進めるなど、企業の持続的成長に不可欠な役割を果たしています。こうした豊富な経営経験と戦略的視点により、取締役として経営に参画することは当社の競争力強化に大きく寄与すると判断したためであります。 |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |                                                |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | うち 内 田 健 治<br>(1963年12月10日) | <p>1985年7月 株式会社ニコマート 入社</p> <p>2010年12月 株式会社フィデス会計社（現株式会社フィデスプロフェッショナルグループ）<br/>代表取締役（現任）</p> <p>2012年9月 税理士法人フィデス会計社 代表社員<br/>(現任)</p> <p>2018年6月 日本オプロ株式会社（現当社）社外取締役（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社フィデスプロフェッショナルグループ 代表取締役<br/>税理士法人フィデス会計社 代表社員</p> | —              |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

内田健治氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者及び税理士として豊富な経験と高い見識を有しております。また、税理士法人フィデス会計社の代表社員として企業経営に関与されており、税務・会計の専門知識と独立した立場を活かし、経営監督および企業価値向上に資する助言を行うことを期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | 長井利仁<br>(1976年2月19日) | <p>1998年4月 コムテック株式会社 入社</p> <p>2018年5月 BRIGHTLY合同会社 設立 代表社員（現任）</p> <p>2020年11月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年4月 パーソルホールディングス株式会社 執行役員（現任）</p> <p>2023年7月 パーソルデジタルベンチャーズ株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>BRIGHTLY合同会社 代表社員</p> <p>パーソルホールディングス株式会社 執行役員</p> <p>パーソルデジタルベンチャーズ株式会社 代表取締役社長</p> | —              |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長井利仁氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、その経験も豊富であることから、経営全般に対する助言ができると期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためあります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 内田健治氏及び長井利仁氏は、社外取締役候補者であります。

3. 内田健治氏及び長井利仁氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって内田健治氏が7年8か月、長井利仁氏が5年3か月となります。

4. 当社は、内田健治氏及び長井利仁氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、不正行為、詐欺行為及び法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら

ら行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、内田健治氏及び長井利仁氏を東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区京橋二丁目2番1号

京橋エドグラン 22階 TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C

TEL 03-4577-9270



交通 <東京メトロ銀座線をご利用の場合> 「京橋駅」 8番出口直結

<JR線をご利用の場合> 「東京駅」 八重洲南口徒歩5分